

松江市告示第 147 号

松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 232 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>様式第 2 号(第 5 条関係)</p> <p>第 号 補助金等交付決定通知書兼確定通知書</p> <p>様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、下記のとおり決定したので松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>松江市長 氏 名 印</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第 2 号(第 5 条関係)</p> <p><u>指令</u> 第 号 補助金等交付決定通知書兼確定通知書</p> <p>様</p> <p>年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、下記のとおり決定したので松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>松江市長 氏 名 印</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。